

瀬戸市農業委員会定例会議事録

1 開催日時 令和5年8月24日(木) 午後2時から午後2時20分

2 開催場所 瀬戸市文化センター 22会議室

3 出席委員

農業委員

1番 伊藤 憲昭
2番 井上 俊英
3番 小澤 早由里 欠
4番 加藤 卓夫
5番 作石 正太郎
6番 高島 八十三
7番 武田 晴光
8番 長江 和春
9番 中村 征実
10番 藤井 義廣
11番 矢野 洋三
12番 横道 厚子

農地利用最適化推進委員

1番 磯村 幸成
2番 江尻 雅之
3番 大澤 憲男
4番 加藤 晴次
5番 藤田 茂夫
6番 前田 晴美
7番 松原 清
8番 山田 泰司 欠

(出席 18)

4 議事日程

第39号議案	農地法第3条の規定による許可申請について	1 件
第40号議案	農地法第5条の規定による許可申請について	1 件
第41号議案	農地法第5条の規定による許可申請について	1 件
第42号議案	農用地利用集積計画の変更について	1 件
第43号議案	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に対する意見について	1 件
報告第24号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について	2 件
報告第25号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について	14 件
報告第26号	農地改良届出書について	1 件
報告第27号	現況証明願出書について	2 件

議長

ただ今より瀬戸市農業委員会8月定例会を開会いたします。

本日の議題は、配布してあります議案書のとおりでございます。

また、農業委員の3番 小澤 早由里（おざわ さゆり）委員、推進委員の8番 山田 泰司（やまだ ひろし）委員から欠席の連絡が入っています。

議長

続きまして、本日の議事録署名委員の指名を行います。慣例により議長が指名することになっておりますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声、多数あり）

議長

ご異議なしと認めます。よって、本日の議事録署名委員は、

6番 高島 八十三（たかしま やそみ）委員、

7番 武田 晴光（たけだ はるみつ）委員を指名いたします。

（第39号議案）

議長

これより議事に入ります。それでは「第39号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

申請地は、登記地目、現況地目ともに畑の1筆で面積は383㎡です。

本農地は、本申請人同士で利用権設定が行われておりましたが、今般、所有権の移転を行うこととなり、本申請に至りました。受人は過去に他市の農業塾を卒業されており、自宅から車で約10分の場所に居住していることから、通作条件等は問題なく、地区担当委員さんからも適当とのご報告をいただいております。

以上の点から、農地を取得するための要件を満たし、許可できるものと考えます。

第39号議案につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。第39号議案について、ご質疑はございませんか。

高島委員 実績があるとのことですが、これまで何を耕作されていたんですか。

事務局 営農計画書にはサツマイモ、にんにく、トマトを今まで栽培していたというところで記載していただいております。

議長 その他よろしいでしょうか。

特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

議長 特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第39号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第39号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第40号議案)

議長 続きまして、「第40号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 申請地は、登記・現況地目が畑の1筆で、面積は26.38㎡、一体利用地を含めると152.08㎡、目的は分家住宅です。

立地基準は、街区面積に占める宅地率が40%を超えるため、第3種農地に該当し、原則許可となります。

一般基準は、資力については事務局で確認済です。

申請地周辺の状況は、北と東側は宅地、南側は道路、西側は一体利用地で宅地となり、周辺に農地はありません。

排水は、敷地内に雨水枡を四方に新設し、南西の雨水枡から道路側溝へ排水します。

他法令は、建築許可が申請済みで許可見込みの予定ありです。

以上より、本申請は、立地基準及び一般基準を満たし、地区担当委員さんからも適当とのご報告をいただいているため、許可相当であると考えます。

第40号議案につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。第40号議案について、ご質疑はございませんか。

(なし)

議長 特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第40号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第40号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第4 1号議案)

議長

続きまして、「第4 1号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

申請地は、登記・現況地目が田の1筆で、面積は990㎡、目的は太陽光発電設備の設置です。

立地基準は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地に該当します。

一般基準は、資力については事務局で確認済です。

申請地周辺の状況は、北側は道路、西と東側は雑種地、南側は水路で、周辺に耕作地はありません。

排水は、敷地内西側に素掘り側溝を設け、浸透しきれない分は南側水路へ排水します。

他法令は特にありません。

以上より、本申請は、立地基準及び一般基準を満たし、地区担当委員さんからも適当とのご報告をいただいているため、許可相当であると考えます。

第4 1号議案につきましては以上です。

議長

事務局の説明は終わりました。第4 1号議案について、ご質疑はございませんか。

藤井委員

南側に素掘り側溝がありますが、隣地および水路への高低差はどこに記載がありますか。素掘り側溝ということは予想外の雨が降れば多くの土砂が流出するということですが、断面図が見当たりません。

事務局

裏面にある排水計画図はご覧いただいておりますでしょうか。

藤井委員

Xのところですか。ここは法面ですよね。

事務局 素掘りはY'のところですが、この排水計画図にははっきりと明示はされていません。

議長 それではわかりませんよね。排水計画図で最終素掘りのレベルが記載されていなければおかしいです。

事務局 おっしゃるとおりです。排水計画図の修正を指導していませんでした。藤井委員のご指摘どおりですので、どれだけ掘るのか等確認して正しい図面で県へ提出をします

藤井委員 前面側溝へ流すのであれば土砂の流出で埋まっていってしまうのでそれを心配しているだけです。

議長 その他よろしいでしょうか。

特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第4 1号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第4 1号議案は原案のとおり承認することに決しました。

事務局 (第4 2号議案)

続きまして、「第4 2号議案 農用地利用集積計画の変更について」を議題

といたします。事務局の説明をお願いいたします。

本件は、農地の利用権を設定するため、貸手及び借手の双方から農用地利用集積計画が瀬戸市長宛に提出されたことから、農地中間管理事業の推進に関する法律により瀬戸市長から本農業委員会に協議の申し出があったものです。

借手は新規で利用権設定を行う方ですが、過去に本市の農業塾を卒業されており、自宅から車で約10分の場所に居住していることから、通作条件等は問題ありません。

なお、公益財団法人愛知県農業振興基金を通じ貸付けることとするもので、面積等は記載のとおりとなっております。

また、地区担当委員さんからも適当とのご報告をいただいておりますので、農用地利用集積計画につきましては、耕作放棄地予防の観点からも承認できるものと考えられます。

第42号議案につきましては以上です。

議長

事務局の説明は終わりました。第42号議案について、ご質疑はございませんか。

(なし)

議長

特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長

特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第42号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第4 2号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第4 3号議案)

議長 続きます、「第4 3号議案 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想についても改正を行う必要があり、瀬戸市から本農業委員会に対して意見聴取がありました。委員の皆様には議案書と同時に改正案を送付し、8月21日までにご意見の提出をお願いしていたところ、文章の構成上整合性が取れていない箇所がある等のご意見がありました。

 軽微な修正であったため、資料は割愛しております。以上をふまえ、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に係る意見聴取については、軽微な修正ありとして瀬戸市に回答することといたします。第4 3号議案につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。第4 3号議案について、ご質疑はございませんか。

(なし)

議長 この基本構想を基に認定農業者の認定や利用権設定を行っていきますがよろしかったでしょうか。

(意見なし)

議長 特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第43号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第43号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(報告事項)

議長 続きまして、報告事項に移ります。報告事項につきましては、報告第24号から第27号まで一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第24号・25号 農地法第4条第1項第7号の届出につきましては2件、農地法第5条第1項第6号の届出については14件ありました。面積等は記載のとおりです。

報告第26号 農地改良届出書については1件あり、面積等は記載の通りです。

報告第27号 現況証明願出書については2件あり、面積等は記載の通りです。

報告事項につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。報告事項について、ご質疑等はありませんか。

(質疑なし)

議長 特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 特にご意見もないようでありますので、次に「その他」ということで、委員の方から何かありますでしょうか。

(なし)

議長 特にないようですので、事務局の方で何かありますでしょうか。

事務局 4点連絡事項がございます。

1点目、机上に農業委員会の予定表を置かせていただきました。場所未定となっておりました9月、10月、1月、2月については、瀬戸市役所庁議室にて実施します。駐車場については先月同様暫定駐車場となりますのでよろしく願いいたします。

2点目、以前ご案内させていただきましたが、愛知県農業会議主催の農業委員等研修が9月4日の月曜日に実施されます。駐車場について、机上に置かせていただきましたが、今回は市役所南側の河川敷に停めていただくことになりました。また皆様にはご不便をおかけしますが、よろしく願いします。なお、集合時間は11時50分となります。出席の皆様よろしく願いします。

3点目、9月の活動記録簿を机上に置かせていただきましたのでお持ち帰りください。7月分の活動記録簿をお持ちの方は、お帰りまでに事務局にご提出ください。

4点目、委員の皆様には、来月の定例会までに、農地の利用状況調査、通称農地パトロールを行っていただきます。定例会終了後、詳細について説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは、以上です。

議長

その他、何かございますか。

(なし)

議長

本日付議されました案件は全て議了いたしました。

これにて、瀬戸市農業委員会8月定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。